

1. 無医地区

- (1) 益田市；滑地区、黒周地区、種地区、中垣内・川登地区、
柏原・愛栄地区、飯浦地区、美濃地区
- (2) 津和野町；木部地区、須川地区（R3 指定）

2. 準無医地区

- (1) 益田市；三葛地区、石谷地区、二川地区

3. 無歯科医地区

- (1) 益田市；二川地区

4. 準無歯科医地区

- (2) 益田市；三葛地区、石谷地区

※ 無医地区・無歯科医地区

医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区。

※ 準無医地区・準無歯科医地区

無医地区・無歯科医地区には該当しないが、無医地区・無歯科医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区。